

豊山町

令和3年4月開設

成年後見センター

成年後見とは？



認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることで、日常生活での困りごとや心配ごとが起きることがあります。

そんなときに、家庭裁判所が選任する後見人等が、その方たちの権利を守りながら、本人に代わって契約をしたり、財産を守るために預貯金通帳を管理したりして、安心して暮らせるように支援します。



こまったわ！
物忘れが多くなって、
何ごとにも判断できなくなってきました！



高額な品物を、業者から勧められるままに何度も買ってしまいます（悪徳商法）
売買契約を取り消すことができればいいのですが・・・



障がいのある子どもの将来が不安だわ！！



契約することを一人で判断できない・・・
施設に入所するための契約ができない・・・



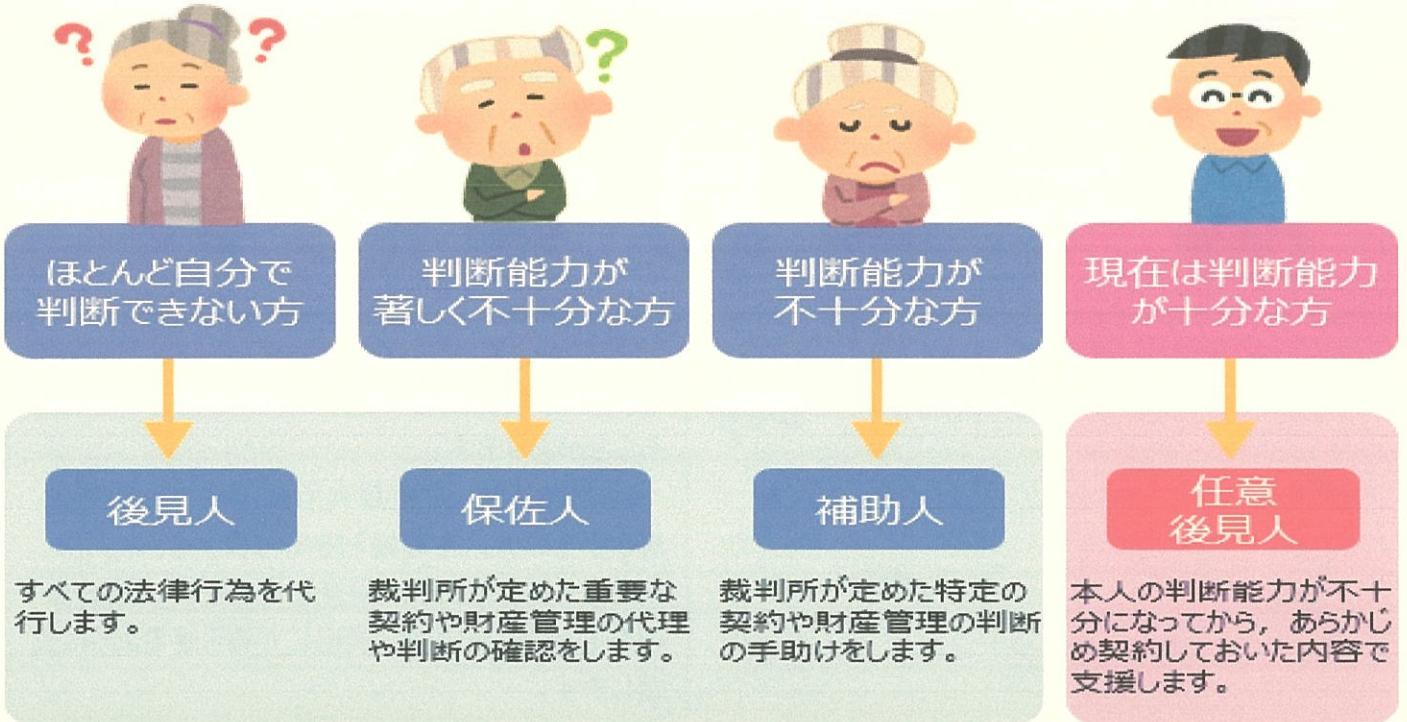
買い物に行ったときに、お金の計算ができない！
銀行や郵便局で、預貯金の出し入れができなくなった??

成年後見センターへ

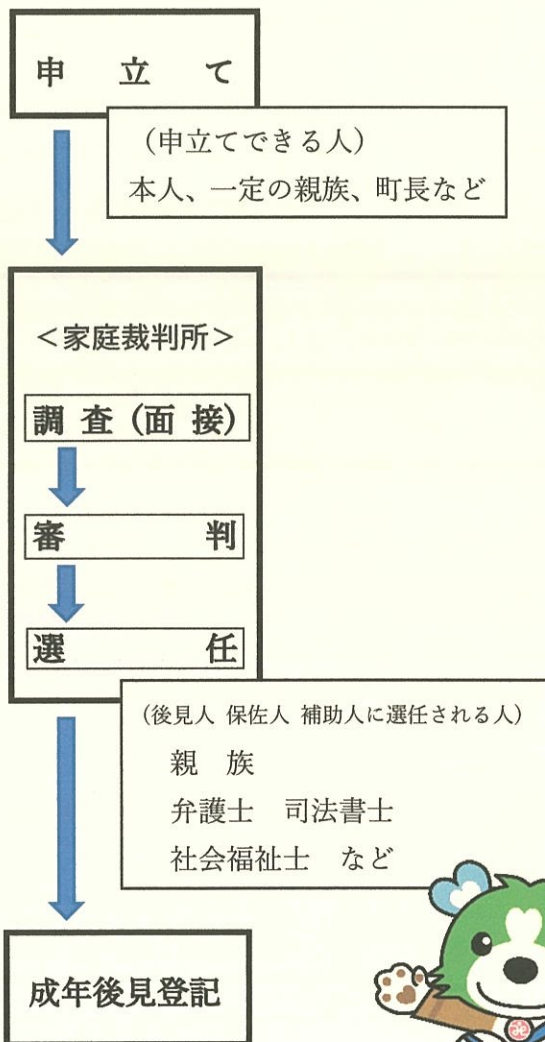
ご相談ください

法定後見制度

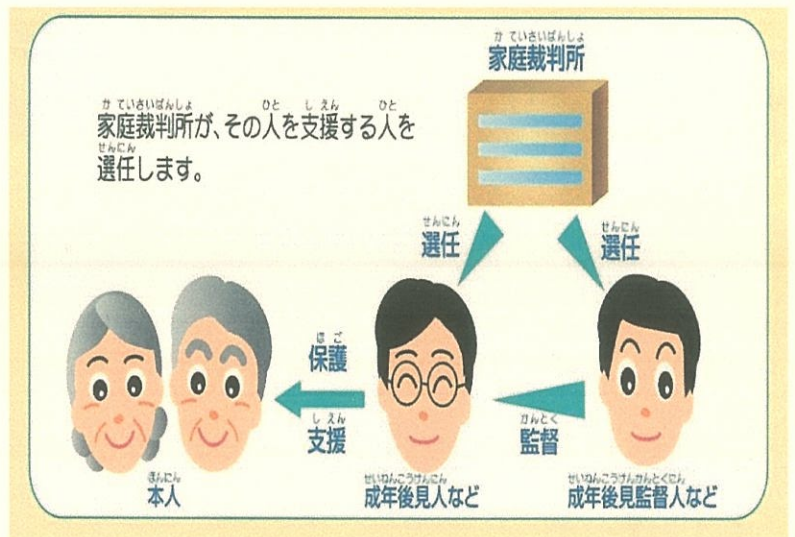
任意後見制度



== 申立てから選任の流れ ==



== 後見人 保佐人 補助人の選任 ==



== ご相談・お問い合わせ ==

豊山町成年後見センター

(運営：社会福祉法人 豊山町社会福祉協議会)

〒 西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪 270

☎ (0568) 29-0002 Fax (0568)39-0017



(ふくっしいー)